

神戸市産業振興センター インキュベーション神戸ハーバーオフィス
入居者募集要項

◎あなたのビジネスを神戸からスタートしませんか！

これから起業/創業を目指す方、起業/創業後間もない方向けの起業家支援施設です。

◎事業の進み具合にあわせて選べる、3タイプのオフィス

施設名	創業準備オフィス	スモールオフィス	企業育成室
利用人数	1名(契約者のみ)	2~3名程度	5名~8名程度
部屋数	1ブース約3㎡/13ブース	1室約10㎡/16室	39㎡~63㎡の3タイプ/6室
月額利用料 ※表示金額は税込表示	6,000円 2年目は9,000円	18,000円 3年目は27,000円	月額賃料=変動賃料+定額賃料 ・変動賃料 1,100円/月・㎡ ※4年目1,650円、5年目2,200円 ・定額賃料 1,189円/月・㎡
その他経費	・保証金 30,000円 ・退去時の現状回復費用	・保証金 54,000円 ・退去時の現状回復費用	・保証金：月額変動賃料の6ヶ月相当額 ・ネット回線契約 ・退去時の現状回復費用
	電話設置は必要に応じて各自でご契約をお願いします。		
	—	オフィス家具一式は各自でご手配をお願いします。	
条件	創業前~新規創業後 概ね1年以内の個人・企業	創業前~新規創業後 概ね3年以内の個人・企業	創業前~創業後概ね5年以内の個人・企業 第二創業可
登記	可	可	可
入居期間	最長2年 (1年毎に更新審査あり)	最長3年 (1年毎に更新審査あり)	最長5年 (4年目以降1年毎に更新審査あり)

【神戸市産業振興センター 施設概要】

■建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階地下1階

■設備

電気設備： 単相100V(200Vも可、別途工事費用必要) 20A

給湯設備： 共同利用の湯沸室に給湯設備

空調： エアハンドリングユニット(フロア空調方式)とファンコイルユニット(個別空調方式)

防犯設備： 24時間365日警備(全館)

防災設備： スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備

その他： 天井高2,700mm、床荷重300kg/㎡、乗用エレベーター3基、人荷用エレベーター1基

◎以下の条件すべてを満たす方が、応募できます！

○ 申込時、下記の条件すべてに該当する方。

- ① 兵庫県信用保証協会が定める保証対象業種で、営利を目的とした新規創業を目指す個人・創業まもない企業・個人。大企業の連結決算会社である中小企業は除く。
- ② 代表者は挑戦意欲をもって、独創性・成長性・実現性あふれるビジネスに取り組み、当施設を拠点に事業の成長を目指している。(販売代理店機能のみでないこと。)
- ③ 当施設卒業後、神戸市内に事業所を持つための準備をしている。
- ④ これまで、神戸市内の公的創業支援施設を利用した経験がない。
- ⑤ 公租公課の滞納をしていない。

○ 入居後・卒業時、下記すべてを遵守する方。

- ① 入居企業勉強会への参加
- ② 当財団による事業計画進捗ヒアリングへの参加 (必須)
ヒアリングシート、決算期における決算書、登記簿謄本 (法人化した場合) をご提出ください。
- ③ その他、当財団が求める情報提供にご協力いただくこと
- ④ 会社登記について当センターを登記場所にされる場合は、卒業時には必ず所在地変更をおこなってください。

【応募の対象にならない方】

○業態・事業内容が下記に該当すると、当財団が判断した場合

- ① 兵庫県信用保証協会が定める保証対象業種とならない業種
- ② 非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、マルチ商法的なもの、反社会的な事業、良俗に反する事業等
- ③ 宗教・政治・経済・文化団体、非営利組織など事業性が低い活動

○その他

- ① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体・個人。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団体およびその利益となる活動を行う団体・個人。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更正手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が許可されていない等の団体。

◎入居後は、こんな支援があります！

○経営に迷った時も安心！気軽に相談できる窓口

- ・ビジネスの悩みについて、入居起業家支援アドバイザー（非常勤）や財団の職員担当者が相談対応。
- ・創業手続きに関することや、会社設立、資金計画等の相談は「開業支援コンシェルジュコーディネータ」が対応。

○入居者全員で切磋琢磨！入居企業交流会の開催

経営知識を学ぶ勉強会を開催しています。（原則全社参加）

○他社と差をつける！ビジネス支援情報の提供

支援情報、セミナーなど、当財団に集まるお役立ち情報をいち早く提供します。

○社長仲間をつくる、ネットワーク構築支援

起業家仲間の懇親を深める交流会も開催しています。

○創業時に優遇措置を受けることができます！

本事業は「神戸市創業支援事業計画」に基づく「特定創業支援事業」です。入居後、一定の条件を満たした方は、「法人設立時の登録免許税が半額に」、「創業融資の保証枠や特例が拡大」、日本政策金融公庫「新創業融資制度の要件緩和」の優遇措置の対象となります。

◎オフィス入居中は、以下を遵守してください

全館共通の注意事項

1. 施設内では、①火災や爆発等の恐れのある、②騒音・振動や悪臭等の影響を及ぼす恐れのある、③公序良俗に反する、内容の事業はできません。
2. 全館点検のため年1回停電します。
3. 入居者は、利用方法及び保安上の注意点について、センター内利用規則に従っていただきます。
4. 24時間・365日利用可能です！但し、深夜など時間帯によっては入退室に一部制限があります。
5. 共有スペース(廊下、交流室など)の占有はご遠慮ください。
6. 大量のごみを排出する場合は、神戸市の事業系指定袋を各社でご用意ください。

創業準備オフィス・スモールオフィスの注意事項

1. 創業準備オフィスは申請者のみのご利用のため、従業員の方はご利用できません。打ち合わせ等は交流室をご活用ください。
2. スモールオフィスは個室タイプとなりますが、防災の関係上、天井から50cm程の隙間が空いています。
3. インターネットは利用者間での共用となり、回線速度には制限があります。また、インターネット回線や接続機器の不具合等により、インターネット接続ができなくなる場合があります。（復旧までの間、インターネット接続はご利用頂けません）
4. 一時外出など不在にされる場合は、鍵を1階警備員室に必ず返却してください。

◎申込には以下の書類が必要です

申込書類	未創業	個人	法人
① 申込書 (様式1)	●	●	● 法人実印
② 事業概要書 (様式2)	●	●	●
③ 資金計画書 (様式3)	●	●	●
④ 代表者履歴書 (様式4)	●	●	●
⑤ 補足資料書 (A4版・書式自由)	●	●	●
⑥ 直近3年分の決算書一式(写) ア) 法人の場合: 決算報告書 (貸借対照表、損益計算書、附属明細書一式含む) イ) 個人の場合: 確定申告書 ※未決算の場合は、月次試算表(様式自由)	×	● 確定申告書	● 決算報告書 ※付属明細書を含む
⑦ 直近3年分の納税証明書(原本) ア) 法人の場合: 法人事業税・法人市民税の納税証明書 イ) 個人の場合: 個人事業税および住民税の納税証明書 ※(登記)自治体の市税事務所で発行	×	● 個人事業税 住民税	● 法人事業税 法人市民税
⑧ 事業確認書類 ア) 法人の場合: 履歴事項全部証明書(原本) (3ヶ月以内に法務局で取得したもの) イ) 個人の場合: 個人事業の開業届出書(写)	×	● 開業届出書	● 履歴事項 全部証明書
⑨ 代表者確認書類 ア) 法人の場合: 法人印鑑証明書(原本) (3ヶ月以内に法務局で取得したもの) イ) 未創業・個人の場合: 下記いずれか有効期限内のもの1点 ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・パスポート/外国人登録証明書	● 運転免許証 住基カード パスポート のうち1点	● 運転免許証 住基カード パスポート のうち1点	● 法人 印鑑証明書

申込にあたって以下にご注意を！

- ① 電話で事前予約の上、ご持参をお願いします。書類のチェックと簡単なヒアリングをします。
- ② ご提出いただいた申込書類は返却しませんのでご了承ください。
- ③ 申込書類および添付書類は、「A4版」に統一してください。
- ④ 特徴的な技術がある場合、科学的根拠が分かる資料(特許証、公的検査機関による分析データ等)可能な範囲で添付してください。

◎審査によって、入居決定します

流れ	スケジュール	留意事項
相談・問合せ	随時	入居に関して不明な点についてお気軽にお問合せ下さい。
応募(持参)	空室に応じて毎月募集	持参された応募書類にもとづき、簡単なヒアリングをします。
面接審査	毎月初～中旬	応募書類の内容など審査し、可否を決定します。
入居結果	面接審査日から約2週間	文書で結果を通知します。
契約	結果通知日以降	入居決定通知日以降、指定期間内にご契約ください。 利用区画は契約締結時に、①入居時期が早い方、②契約の早い方から順に選んで頂きます。(利用区画の仮押さえ不可)
入居	入居契約後	

◎審査のポイント！

○新入居時

- ①独創性・成長性・実現性が期待できるビジネスプランであること
- ②代表者は挑戦意欲にあふれ、当施設を拠点に事業の成長を目指していること。
- ③目的の達成やネットワークづくりなどインキュベート支援の効果が見込まれること。

○入居期間の延長(2年目の更新)・ステップアップ(上位のタイプのオフィスに移転)時

事業の進捗状況、目的の達成やインキュベート支援の効果等を総合的に評価。

◎応募・お問い合わせは、こちらまで！

公益財団法人 神戸市産業振興財団 経営支援部 経営支援グループ 西寄、百済

・電話 078-360-3202 ・FAX 078-360-1419

・E-MAIL kobe-startup@kobe-ipc.or.jp のお問合せフォームから

※空室状況などの詳細情報は、ホームページ(<https://www.kobe-ipc.or.jp/business/incubation/>)よりご確認ください。

【企業・個人情報の取扱について】

ご提出された企業・個人情報につきましては、公益財団法人神戸市産業振興財団において、適正に管理し、神戸市産業振興センター インキュベーション施設の運営、創業支援事業の実施にかかる範囲内での利用といたします。